(定義)

による。

守衛長、調理長、

単純な労務に雇用される職員(以下「職員」という。)

うに改正する。

現業職員の給与に関する規則 (昭和三十二年山口県規則第七十八号)の一部を次のよ

現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

第二条を次のように改める。

Щ

平成十八年三月三十一日

山口県知事

= 井

関

成

山口県規則第七十八号

П

現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

報

教委規則

現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則 (人事課)..

目

次

教育委員会が任命する現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則.......

五

第二条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところ

毎週火・金曜日発行

3月31日

(金曜日)

平成 18 年

主任病棟員、技術員、運転士、機械操作員、技能員、電気整備員、電話交換員、

主任養殖員、

主任守衛、主任畜産員、主任調理員、主任農場員、主任道路巡視員、

農ボ

場員、道路巡視員又は病棟員の職にある者をいう。 イラー技士 ( ボイラー 取扱主任者を除く。 ) 、養殖員、守衛、畜産員、調理員、

職員の職務の級を給料表の上位の職務の級に変更することをいう。

う。)の適用を受ける者の例によりその年数に換算された年数を含む。)をいう。 る規則 (昭和四十四年山口県人事委員会規則第十八号。以下「初任給規則」とい 降格 職員の職務の級を給料表の下位の職務の級に変更することをいう。 在級年数 職員が同一の職務の級に引き続き在職した年数をいう。 必要経験年数 職員の職務の級を決定する場合に必要な経験年数をいう。 必要在級年数 職員の職務の級を決定する場合に必要な一級下位の職務の級にお 経験年数 職員が職員として在職した年数(初任給、昇格、昇給等の基準に関す

第三条中「調整手当」を「地域手当」に改める。 ける在級年数をいう。

容は、級別標準職務表(別表第二)に定める」に改め、各号を削る。 第四条第二項中「職務は、次に掲げる」を「分類の基準となるべき標準的な職務の内

第四条の次に次の一条を加える。

(級別資格基準表)

第四条の二 職員の職務の級を決定する場合に必要な資格は、第五条の三第二項の場合 を除き、級別資格基準表(別表第三)に定めるとおりとする。

当と認める年数を除く。)の月数にあつては、十五月)で除して得た数に四を乗じて」 る経験年数 ( 職員の職務にその経験が直接役立つと認められる職務であつて別に定める 月数については、十二月)で除して」を「十二月 (その者の経験年数のうち十年を超え 含む。)をいう。以下同じ。)」を削り、「十五月(経験年数のうち十年までの年数の め、「の数」の下に「に四を乗じて得た数」を加え、同条第二項中「(職員が職員とし 県人事委員会規則第十八号。以下「初任給規則」という。)」を「初任給規則」に改 ものに従事した期間のある職員の経験年数のうち他の職員との均衡を考慮して知事が相 て在職した年数 (初任給規則の適用を受ける者の例によりその年数に換算された年数を 第五条の二第一項中「初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則 (昭和四十四年山口 第五条中「別表第二」を「別表第四」に改める。

に改める。 第五条の三を次のように改める

(昇格

運転士長、守衛長、

副

気整備員、主任電話交換員、主任ボイラー技士 ( ボイラー 取扱主任者を除く。 ) 、

主任技術員、主任運転士、主任機械操作員、主任技能員、主任電

第五条の三 職員を昇格させる場合には、その職務に応じ、 かつ、その職務の級につい

報

乗じて得た年数をもつて、それぞれ同表の必要経験年数又は必要在級年数とすること 準表に定める必要経験年数又は必要在級年数に百分の八十以上百分の百未満の割合を その者の属する職務の級を一級上位の職務の級に決定するものとする。 ができる。 勤務成績が特に良好である職員に対する前項の規定の適用については、級別資格基

て級別資格基準表に定める必要経験年数又は必要在級年数を有していることにより、

3 ついては、行うことができない 第一項の規定による昇格は、 現に属する職務の級に一年以上在級していない職員に

第五条の三の次に次の一条を加える。

(昇格その他の異動の場合の号給)

第五条の四 職員を昇格させた場合におけるその者の号給は、昇格した日の前日に受け ていた号給に対応する昇格時号給対応表 (別表第五)の昇格後の号給欄に定める号給

- 2 給と同じ額の号給(同じ額の号給がないときは、直近下位の額の号給)とする。 職員を降格させた場合におけるその者の号給は、降格した日の前日に受けていた号
- 3 給については、別に定める。 第二項に規定するもののほか、 職員が職務の級を異にして異動した場合における号

第六条第一項から第五項までを次のように改める。

けるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。 職員の昇給は、第五項に規定するものを除き、毎年一月一日に、 同日前一年間にお

П

- 2 ることを標準として別に定めるところにより決定するものとする。 同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を四号給とす 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、
- 3 給させる場合における前項の規定の適用については、同項中「四号給」とあるのは、 「一号給」とする。 五十五歳を超える職員を当該年齢に達した日の翌日以後の最初の四月一日以後に昇
- 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができな
- 5 定める日に、第一項の規定による昇給をさせることができる。 勤務成績が良好である職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、 当該各号に
- 受けた場合
  表彰を受けた日から同日の属する月の翌月の初日までの日 業務成績の向上、能率の増進、発明考案等により職務上特に功績があり、
- 当する場合又はこれに準ずる場合において退職する場合 地方公務員法 (昭和二十五年法律第二百六十一号) 第二十八条第一項第四号に該 退職の日

Ξ ると認められる場合 別に定める日 公務のため危篤となり、又は著しい障害の状態となつた場合その他特に必要があ

まで及び第五項ただし書」を「及び第五項」に、「及び前項」を「並びに前項」に改め )」を削り、 六条第六項中「給料月額」を「号給」 同条第七項中「から第三項 (第四項において準用する場合を含む。 に改め、 「(最短昇給期間の短縮を含

ಭ

第六条の二及び第六条の三を削り、第六条の四を第六条の二とする。

項の規定による給料月額」に改め、同条を第六条の三とする。 に改め、同条第二項中「第六条の三」を「第六条」に、「二十一万四千六百円」を「前 料表の再任用職員の欄に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額」 第六条の五第一項中「第六条の三」を「第六条」に、「二十一万四千六百円」 を 「 給

第六条の六中「(最短昇給期間の短縮を含む。)」を削り、 同条を第六条の四とす

ಶ್

八号を第三号とし、第九号を削り、第十号を第四号とし、第十一号から第十三号までを は」の下に「、別に定めるものを除き」を加える を削り、第三号を第一号とし、第四号を第二号とし、第五号から第七号までを削り、第 六号ずつ繰り上げ、第十四号を削り、第十五号を第八号とし、同条第三項中「について 第九条第一項中「調整手当」を「地域手当」に改め、同条第二項中第一号及び第二号

別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第一 (第4条関係

平成18年3月31日 金	曜日 山	П	<b>.</b>	報	( 문 外:	-19)
一十かなり十つ 月りょし 玉			汞	<del></del>	( 5 7)	171

61 62	57 58 60	55 55 55 4 3	49 50 51 52	45 46 47 48	41 42 43 44	37 38 39 40	33 23 33 35 4 33	29 30 31 32	25 26 27 28	21 22 23 24	17 18 19 20	15 16
195,600 196,600	191,200 192,300 193,400 194,500	186,800 187,900 189,000 190,100	182,100 183,300 184,500 185,700	176,600 178,000 179,400 180,800	170,900 172,300 173,700 175,100	164,200 165,900 167,600 169,300	157,000 158,800 160,600 162,400	151,000 152,500 154,000 155,500	145,100 146,600 148,100 149,600	140,300 141,500 142,700 143,900	135,600 136,800 138,000 139,200	133,500 134,500
246,700 247,600	242,700 243,700 244,700 245,700	238,600 239,600 240,600 241,600	233,800 235,000 236,200 237,400	229,000 230,200 231,400 232,600	224,200 225,400 226,600 227,800	219,200 220,500 221,800 223,100	213,800 215,200 216,600 218,000	208,800 210,100 211,400 212,700	203,600 204,900 206,200 207,500	198,300 199,600 200,900 202,200	193,300 194,600 195,900 197,200	190,800 192,000
276,600 277,700	272,200 273,300 274,400 275,500	267,600 268,800 270,000 271,200	262,900 264,100 265,300 266,500	258,000 259,200 260,400 261,600	253,000 254,300 255,600 256,900	247,600 249,000 250,400 251,800	242,100 243,500 244,900 246,300	236,600 238,000 239,400 240,800	230,700 232,200 233,700 235,200	224,200 225,800 227,400 229,000	219,300 220,500 221,700 222,900	216,100 217,800
310,700	307,700 308,500 309,300 310,100	304,500 305,300 306,100 306,900	301,000 301,900 302,800 303,700	297,400 298,300 299,200 300,100	293,600 294,600 295,600 296,600	289,700 290,700 291,700 292,700	285,500 286,600 287,700 288,800	281,300 282,400 283,500 284,600	276,900 278,000 279,100 280,200	272,500 273,600 274,700 275,800	267,900 269,100 270,300 271,500	265,500 266,700
363,100 364,000	359,500 360,400 361,300 362,200	355,900 356,800 357,700 358,600	351,900 352,900 353,900 354,900	347,400 348,500 349,600 350,700	342,700 343,900 345,100 346,300	337,600 338,900 340,200 341,500	332,400 333,700 335,000 336,300	327,200 328,500 329,800 331,100	321,100 322,600 324,100 325,600	315,000 316,500 318,000 319,500	308,400 310,100 311,800 313,500	305,100 306,800

											田田	
109 110	105 106 107 108	101 102 103 104	97 98 99 100	93 94 96 96	89 90 91 92	88888 887	888 888 848	77 78 79 80	73 74 75 76	69 70 71 72	65 66 68	63 64
227,800 228,300	225,900 226,400 226,900 227,400	223,700 224,300 224,900 225,500	221,600 222,100 222,600 223,100	219,500 220,000 220,500 221,000	217,200 217,800 218,400 219,000	214,500 215,200 215,900 216,600	211,700 212,400 213,100 213,800	208,900 209,600 210,300 211,000	205,900 206,700 207,500 208,300	203,000 203,700 204,400 205,100	199,400 200,300 201,200 202,100	197,600 198,600
269,300 269,600	268,100 268,400 268,700 269,000	266,900 267,200 267,500 267,800	265,600 265,900 266,200 266,500	264,200 264,600 265,000 265,400	262,600 263,000 263,400 263,800	261,200 261,600 262,000 262,400	259,900 260,200 260,500 260,800	258,000 258,500 259,000 259,500	255,900 256,400 256,900 257,400	253,600 254,200 254,800 255,400	250,400 251,200 252,000 252,800	248,500 249,400
306,900 307,300	305,300 305,700 306,100 306,500	303,700 304,100 304,500 304,900	301,800 302,300 302,800 303,300	299,900 300,400 300,900 301,400	297,900 298,400 298,900 299,400	295,700 296,300 296,900 297,500	293,400 294,000 294,600 295,200	291,100 291,700 292,300 292,900	287,900 288,700 289,500 290,300	284,600 285,400 286,200 287,000	281,000 281,900 282,800 283,700	278,800 279,900
		328,900	327,400 327,800 328,200 328,600	325,900 326,300 326,700 327,100	324,400 324,800 325,200 325,600	322,900 323,300 323,700 324,100	321,300 321,700 322,100 322,500	319,600 320,000 320,400 320,800	317,800 318,300 318,800 319,300	316,000 316,500 317,000 317,500	313,500 314,100 314,700 315,300	312,100 312,800
										368,800	366,500 367,100 367,700 368,300	364,900 365,800

3 級 高度	2 級 相当	打 1 級 イリ は が	職務の級
高度の知識又は経験が必要と認められる技術員等の職務	相当高度の知識又は経験が必要と認められる技術員等の職務	技術員、運転士、機械操作 イラー技士、養殖員、守律 は病棟員(以下「技術員等	<b>藩</b>
必要と認められる	食が必要と認め!	員、技能 京、畜産員、 という。	的
5技術員等の職	られる技術員等	員、電気整備員、電 調理員、農場員、 )の職務	な職
務	の職務	電話交換員、ボミーのでは、一個では、一個では、一個では、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ	務

別表第二	
(第4条関係)	

再用具任職								
- <del>Sti</del> M	137	133 134 135 136	129 130 131 132	125 126 127 128	121 122 123 124	117 118 119 120	113 114 115 116	1111 112
192,700					233,300	231,700 232,100 232,500 232,900	229,800 230,300 230,800 231,300	228,800 229,300
204,200	276,800	275,800 276,100 276,400 276,700	274,800 275,100 275,400 275,700	273,800 274,100 274,400 274,700	272,800 273,100 273,400 273,700	271,700 272,000 272,300 272,600	270,500 270,800 271,100 271,400	269,900 270,200
226,400		315,600	314,200 314,600 315,000 315,400	312,800 313,200 313,600 314,000	311,400 311,800 312,200 312,600	309,900 310,300 310,700 311,100	308,400 308,800 309,200 309,600	307,700 308,100
247,700								
279,700								

級別標準職務表

別表第四(第5条関係)

初任給基準表

定するための必要経験年数を

段の数字は当該職務の級に決 るための必要在級年数を、下 数字は当該職務の級に決定す

小

科

初

# 마

₩ 核

钋 4

災 级

9

巾 巾 浴

浴 浴

17 Ĥ 備老

職務の級欄に定める上段の

### 学歴免許等 # 마 ₩ 核 钋 华 1級2級3級4級5級 職務の級 19 24 22

別表第三(第4条の2関係) 別表第二の次に次の三表を加える。

級別資格基準表

5	4
級	級
1 運転士長、守衛長、副守衛長又は調理長の職務 2 困難な業務を分掌する主任技術員等の職務	主任技術員、主任運転士、主任機械操作員、主任技能員、主任電気整備員、主任電話交換員、主任ポイラー技士、主任養殖員、主任守衛、主任畜産員、主任調理員、主任農場員、主任道路巡視員又は主任病棟員(以下「主任技術員等」という。)の職務

祭 9 4		別表第五
	昇格時号給対応表	(第5条の4関係)

	26	25	24	23	22	21	20	19	18	17	16	15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	51	4	w	2	1	に受けていた号給	昇格した日の前日
-	ь	ь	ь	ь	ь	ь	ь	ь	ш	ш	ш	ь	<u></u>	ь	ш	ш	1	ш	ь	1	ь	ь	ш	1	ш	1	2 級	
	18	17	16	15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	ಬ	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	3 級	昇格後の号給
-	L		1	1		1			1	1	1	1		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	4 級	の号給
	10	9	∞	7	6	57	4	ω	2	1	ш	<u></u>			1	1	1	1		1			1	1	1	1	5 級	

															1														
56	55	54	53	52	51	50	49	48	47	46	45	44	43	42	41	40	39	38	37	36	35	34	33	32	31	30	29	28	27
20	19	18	17	16	15	14	13	12	11	10	9	~	7	6	57	4	ω	2	1	L)	1	1	1	1	1	1	1	1	1
44	43	42	41	40	39	38	37	36	36	35	35	34	34	33	33	32	31	30	29	28	27	26	25	24	23	22	21	20	19
28	27	26	25	24	23	22	21	20	19	18	17	16	15	14	13	12	11	10	9	∞	7	6	57	4	ω	2		<u></u>	
28	28	27	27	26	26	25	25	24	23	22	21	20	20	19	19	18	18	17	17	16	16	15	15	14	14	13	13	12	11

86	85	84	83	82	81	80	79	78	77	76	75	74	73	72	71	70	69	68	67	66	65	64	63	62	61	60	59	58	57
45	45	44	44	43	43	42	42	41	41	40	39	38	37	36	35	34	33	32	31	30	29	28	27	26	25	24	23	22	21
61	61	60	60	59	59	58	58	57	57	56	56	55	55	54	54	53	53	52	52	51	51	50	50	49	49	48	47	46	45
58	57	56	55	54	53	52	51	50	49	48	47	46	45	44	43	42	41	40	39	38	37	36	35	34	33	32	31	30	29
39	39	38	38	38	38	37	37	37	37	36	36	36	35	35	35	34	34	34	33	33	33	32	32	31	31	30	30	29	29

	Т																												
116	115	114	113	112	111	110	109	108	107	106	105	104	103	102	101	100	99	98	97	96	95	94	93	92	91	90	89	88	87
58	58	57	57	56	56	56	55	55	55	54	54	54	53	53	53	52	52	51	51	50	50	49	49	48	48	47	47	46	46
69	69	69	69	68	68	68	68	67	67	67	67	66	66	66	66	65	65	65	65	64	64	64	63	63	63	62	62	62	61
76	76	75	75	74	74	73	73	72	71	70	69	68	68	67	67	66	66	65	65	64	64	63	63	62	62	61	61	60	59
															43	43	43	42	42	42	41	41	41	40	40	40	40	39	39

<u>.</u>					<i>&gt;</i> 1∖	,		TIX						( )		I.	*/ /		
, ) )	135	134	133	132	131	130	129	128	127	126	125	124	123	122	121	120	119	118	117
															61	60	60	59	59
1	75	74	74	74	73	73	73	72	72	72	72	71	71	71	71	70	70	70	70
			89	88	88	87	87	86	86	85	85	84	83	82	81	80	79	78	77

附 則

137 136

75 75

(施行期日)

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

(職務の級の切替え

級とする。 の新級は、 同表の新級欄に定める職務の級とする。 この場合において、旧級が一級であった職員 あった職員の切替日における職務の級 た職務の級 (以下「旧級」という。) が附則別表第一に掲げられている職務の級で 平成十八年四月一日 (以下「切替日」という。) の前日においてその者が属してい 勤務成績、経験年数等を勘案して知事が定める新級欄のいずれかの職務の (以下「新級」という。)は、 旧級に対応する

(号給の切替え)

日前において旧号給からの昇給に係る最短昇給期間を変更されていた職員にあって ける者の例により算定される期間。以下「経過期間」という。) に応じて附則別表第 は、一般職の職員の給与に関する条例 (昭和二十六年山口県条例第二号)の適用を受 ていた号給 (以下「旧号給」という。) 及びその者が旧号給を受けていた期間 いる)は、 一に定める号給とする。 切替日の前日から引き続き在職する職員の切替日における号給 (以下「新号給」 次項に規定する職員を除き、新級、切替日の前日においてその者が受け (切替

( 最高号給を超える給料月額の切替え)

職員の切替日における号給は、別に定める。 切替日の前日において職務の級における最高の号給を超える給料月額を受けていた

(切替日における昇格又は降格の特例

合にその者が切替日に受けることとなる号給を切替日の前日に受けていたものとみな の四第一項又は第二項の規定を適用する。 して改正後の現業職員の給与に関する規則 (以下「改正後の規則」という。) 第五条 切替日に昇格又は降格した職員については、当該昇格又は降格がないものとした場

(平成十九年一月一日における昇給の号給数の特例)

給」とする。 用については、同条第一項中「同日前一年間」とあるのは「平成十八年四月一日から 同年十二月三十一日までの期間」と、同条第二項中「四号給」とあるのは「三号給」 平成十九年一月一日における改正後の規則第六条第一項から第三項までの規定の適 同条第三項中「四号給」とあるのは「三号給」と、「二号給」とあるのは「一号

(号給の切替えに伴う経過措置)

- ないときは、切替日以後において新給料月額が旧給料月額に達するまでの間、 料月額とする。 替日に受ける給料月額を加えた額 (以下「調整後給料月額」という。) をその者の給 月額から旧級、 いう。) が同日において受けていた給料月額 (以下「旧給料月額」という。) に達し 切替日の前日から引き続き在職する職員の受ける給料月額 (以下「新給料月額」と 旧号給及び経過期間に応じて附則別表第三に定める額を減じた額に切 旧給料
- 8 加えた額に達した日以後については、この限りでない。 う。) を給料として支給する。ただし、新給料月額が調整後給料月額に差額相当額を 分に応じ同表の支給割合の欄に掲げる割合を乗じて得た額(以下「差額相当額」とい 月額のほか、旧給料月額と調整後給料月額との差額に附則別表第四に掲げる期間の区 前項の場合において、切替日から平成二十三年三月三十一日までの間、調整後給料

災

熧

2

災

災

災

얤

4

熧

(その他) (その他) けの規定による調整後給料月額と差額相当額との合計額」とする。十八号) 附則第八項の規定による調整後給料月額と差額相当額との合計額」とする。定の適用については、同項中「調整前における給料月額」とあるのは、「調整前におり 前二項の規定による給料を支給される職員に関する改正後の規則第八条第二項の規

は、別に定める。10 附則第二項から前項までに定めるもののほか、この規則の施行について必要な事項

(現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)

八号)の一部を次のように改正する。現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則(平成十一年山口県規則第七十

11

五項とし、附則第九項を附則第六項とする。 附則第五項の前の見出し及び同項から附則第七項までを削り、附則第八項を附則第

附則第二項の前の見出し及び同項から附則第五項までを削り、附則第一項の見出し号)の一部を次のように改正する。 2 現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則 (平成十六年山口県規則第八

### 附則別表第一 職務の級の切替表

亩

災

搾

災

県

及び項番号を削る。

報

## 附則別表第二

# 号給の切替表イ 旧級が1級である職員の新号給

		∞					7					6					5					4			旧号級
12 月 以 上	9月以上12月未満	6月以上9月未満	3月以上6月未満	3 月 未 満	12 月 以 上	9月以上12月未満	6月以上9月未満	3月以上6月未満	3 月 未 満	12 月 以 上	9月以上12月未満	6月以上9月未満	3月以上6月未満	3 月 未 満	12 月 以 上	9月以上12月未満	6月以上9月未満	3月以上6月未満	3 月 未 満	12 月 以 上	9月以上12月未満	6月以上9月未満	3月以上6月未満	3 月 未 満	新級 経過期間
37	36	35	34	33	33	32	31	30	29	29	28	27	26	25	25	24	23	22	21	21	20	19	18	17	1 級
																									2
																									級
																									ω
																									級
																									4
																									級

			14					13					12					11					10					9		
12 H		9月以上12月未満	6月以上9月未満	3月以上6月未満	3 月 未 満	12 月 以 上	9月以上12月未満	6月以上9月未満	3月以上6月未満	3 月 未 満	12 月 以 上	9月以上12月未満	6月以上9月未満	3月以上6月未満	3 月 未 満	12 月 以 上	9月以上12月未満	6月以上9月未満	3月以上6月未満	3 月 未 満	12 月以上	9月以上12月未満	6月以上9月未満	3月以上6月未満	3 月 未 満	12 月以上	9月以上12月未満	6月以上9月未満	3月以上6月未満	3 月 未 満
10	3 ;	60	59	58	57	57	56	55	54	53	53	52	51	50	49	49	48	47	46	45	45	44	43	42	41	41	40	39	38	37
172	2 !	20	19	18	17	17	16	15	14	13	13	12	11	10	9	9	∞	7	6	ហ	ы	4	ω	2	1					
9	> (	∞	7	6	51	57	4	cu	2	'n																				

			20					19					18					17					16					15		
7	2	9月以上12月未満	6月以上9月未満	3月以上6月未満	3 月 未 満	12 月 以 上	9月以上12月未満	6月以上9月未満	3月以上6月未満	3 月 未 満	12 月 以 上	9月以上12月未満	6月以上9月未満	3月以上6月未満	3 月 未 満	12 月 以 上	9月以上12月未満	6月以上9月未満	3月以上6月未満	3 月 未 満	12 月 以 上	9月以上12月未満	6月以上9月未満	3月以上6月未満	3 月 未 満	12 月 以 上	9月以上12月未満	6月以上9月未満	3月以上6月未満	3 月 未 満
S	х Л	84	83	82	81	81	80	79	78	77	77	76	75	74	73	73	72	71	70	69	69	68	67	66	65	65	64	63	62	61
Ç	я	44	43	42	41	41	40	39	38	37	37	36	35	34	33	33	32	31	30	29	29	28	27	26	25	25	24	23	22	21
Ç	27	36	35	34	33	33	32	31	30	29	29	28	27	26	25	25	24	23	22	21	17	16	15	14	13	13	12	11	10	9
c	л	4	ယ	2	н																									

			26					25					24					23					22					21		
H W		9月以上12月未満	6月以上9月未満	3月以上6月未満	3 月 未 満	12 月 以 上	9月以上12月未満	6月以上9月未満	3月以上6月未満	3 月 未 満	12 月 以 上	9月以上12月未満	6月以上9月未満	3月以上6月未満	3 月 未 満	12 月 以 上	9月以上12月未満	6月以上9月未満	3月以上6月未満	3 月 未 満	12 月 以 上	9月以上12月未満	6月以上9月未満	3月以上6月未満	3 月 未 満	12 月 以 上	9月以上12月未満	6月以上9月未満	3月以上6月未満	3 月 未 満
109	100	108	107	106	105	105	104	103	102	101	101	100	99	98	97	97	96	95	94	93	93	92	91	90	89	89	88	87	86	85
69	3 8	68	67	66	65	65	64	63	62	61	61	60	59	58	57	57	56	55	54	53	53	52	51	50	49	49	48	47	46	45
01	3	60	59	58	57	57	56	55	54	53	53	52	51	50	49	49	48	47	46	45	45	44	43	42	41	41	40	39	38	37
67	3 8	28	27	26	25	25	24	23	22	21	21	20	19	18	17	17	16	15	14	13	13	12	11	10	9	9	~	7	6	57

		32					31					30					29					28					27		
12 月 以 上	9月以上12月未満	6月以上9月未満	3月以上6月未満	3 月 未 満	12 月 以 上	9月以上12月未満	6月以上9月未満	3月以上6月未満	3 月 未 満	12 月 以 上	9月以上12月未満	6月以上9月未満	3月以上6月未満	3 月 未 満	12 月 以 上	9月以上12月未満	6月以上9月未満	3月以上6月未満	3 月 未 満	12 月 以 上	9月以上12月未満	6月以上9月未満	3月以上6月未満	3 月 未 満	12 月 以 上	9月以上12月未満	6月以上9月未満	3月以上6月未満	3 月 未 満
121	121	121	121	121	121	121	121	121	121	121	121	121	121	121	121	120	119	118	117	117	116	115	114	113	113	112	111	110	109
93	92	91	90	89	89	88	87	86	85	85	84	83	82	81	81	80	79	78	77	77	76	75	74	73	73	72	71	70	69
85	84	83	82	81	81	80	79	78	77	77	76	75	74	73	73	72	71	70	69	69	68	67	66	65	65	64	63	62	61
53	52	51	50	49	49	48	47	46	45	45	44	43	42	41	41	40	39	38	37	37	36	35	34	33	33	32	31	30	29

浴	
<b>-1</b> /	旧級が
	2
	災
	ğ
	94
	り襲
	逥
	9
	雅号

			9					∞					7					6					Ŋ			旧号級
3	12	9月	6月	3月	ω	12	9月	6月	3月	ω	12	9月	6月	3月	ω	12	9月	6月	3月	ω	12	9月	6月	3月	ω	経過
月	Э	北上	以上	以上	Д	且	以上	以上	以上	田	Э	以上	以上	以上	田	田	以上	以上	以上	田	田	北上	以上	以上	田	経過期間
₩	匞	12月	9月	6月	#	叉	12月	9月	6月	₩	区	12月	9月	6月	₩	匞	12月	9月	6月	₩	匞	12月	9月	6月	₩	/
褴	H	未	卡	未	誕	⊣	长	未	未	濉	⊢	未	未	未	瓣	ҥ	未	长	卡	濉	ҥ	未 趟	未	未	皠	新級
21	21	20	19	18	17	17	16	15	14	13	13	12	11	10	9	9	~	7	6	5	5	4	ಎ	2	ı	ر ح
1		9	9	000	7	7	5	51	42	w	ω	2	1	9					J.				,,,		,	級

П

Щ

			15					14					13					12					11					10	
ω	12	9月	6月	3月	ω	12	9月	6月	3月	ω	12	9月	6月	3月	ω	12	9月	6月	3月	ω	12	9月	6月	3月	ω	12	9月	6月	3月
且	且	工作	北下	以上	田	田	工河區	以上	工河區	油	且	引以上	以上	工河區	田	田	弘上	以上	工河臣	油	田	以上	工作	北下	田	田	以上	工河區	三以上
₩	区	12月	9月	6月	₩	区	12月	9月	6月	₩	区	12月	9月	6月	₩	匞	12月	9月	6月	₩	匞	12月	9月	6月	₩	匞	12月	9月	6月
滥	⊢	未	未	未	褦	⊢	未	未	未	褦	⊢	未	未	未	滥	ҥ	未	未	未	瓣	⊢	未	未	未	誕	⊢	未	未	朱護
45	45	44	43	42	41	41	40	39	38	37	37	36	35	34	33	33	32	31	30	29	29	28	27	26	25	25	24	23	22

			21					20					19					18					17					16	
ω	12	9月	6月	3月	ω	12	9月	6月	3月	ω	12	9月	6月	3月	ω	12	9月	6月	3月	ω	12	9月	6月	3月	ω	12	9月	6月	3月
油	Э	以上	以上	以上	Ш	Ш	以上	以上	以上	田	Ш	以上	以上	以上	Ш	Ш	以上	以上	以上	Ш	田	以上	以上	以上	Ш	Ш	以上	以上	以上
#	匞	12月	9月	6月	₩	匞	12月	9月	6月	₩	匞	12月	9月	6月	₩	匞	12月	9月	6月	₩	区	12月	9月	6月	₩	匞	12月	9月	6月
놽	⊢	未	长	未	濉	ҥ	朱護	未	未	瓣	ŀ	未	未	未	瓣	⊢	卡	未	未	濉	⊢	未	未	未	瓣	⊢	未	未	未趟
69	69	68	67	66	65	65	64	63	62	61	61	60	59	58	57	57	56	55	54	53	53	52	51	50	49	49	48	47	46

				6					5					4			旧号級
3月以上6月未満	3 月 未 満	12 月 以 上	9月以上12月未満	6月以上9月未満	3月以上6月未満	3 月 未 満	12 月 以 上	9月以上12月未満	6月以上9月未満	3月以上6月未満	3 月 未 満	12 月 以 上	9月以上12月未満	6月以上9月未満	3月以上6月未満	3 月 未 満	旧級 経過期間
155,300	153,800	153,800	152,500	151,000	149,500	148,000	148,000	146,700	145,400	144,100	142,800	142,800	141,700	140,600	139,500	円 138,400	1 級
312,900	311,300	311,300	309,800	308,100	306,400	304,700	304,700	303,000	301,300	299,600	297,900					田	2 級

附則別表第三

		23					22	
12	9 F	£ 6	3 E	ω	12	9 E	6 E	3
Э	9月以上12月未満	6月以上9月未満	月以上6月未満	Ш	Ш	9月以上12月未満	6月以上9月未満	月以上6月未満
匞	12月	9月	6月	₩	匞	12月	9月	6月
⊣	未満	未	未	誕	⊢	未	未	未
69	69	69	69	69	69	69	69	69

300 333,500 800 334,300 800 335,100 600 336,000 600 347,100 900 347,100 900 352,800 900 352,800 900 352,800	182,200  183,800  183,800  185,300  186,800  188,300  189,600  190,900  192,200  194,900  198,000	朱   宋   宋   宋   宋   宋   宋   宋   宋   宋	-	月以上 月以上 月 月	υ ω 12	
	182,20 183,80 183,80 185,30 186,80 188,30 189,60 190,90 192,20 194,90	未 満 上 満 満 満 革 上 満 満 満 満	<u>,,                                   </u>	以一以一月一月	<b>3</b> 12	
	182,20 183,80 183,80 185,30 185,30 188,30 188,30 189,60 189,60 190,90 192,20 193,50	末 -   未   未   未   ま   ま   未   未   ま     ま   ま	112   9   6   5   1	以 以 民	12	
	182,20 183,80 183,80 185,30 186,80 188,30 189,60 189,60 190,90 192,20	来 来 来 来 来 来 来 来 来 来 来 来 来 来 来 来 来 ま 海 満 満 満 満 満 満 満 満 満 満 満	12 9 6 5 1	모 모		
	182,20 183,80 183,80 185,30 186,80 188,30 189,60 199,90	末   末   末   末   末   末   末   末   末   末	0 0 7   -	坚	9	
	182,20 183,80 183,80 185,30 186,80 188,30 189,60 190,90	末   末   末   末   末   末   末   末   末   末	0   1   -		6	12
	182,20 183,80 183,80 185,30 186,80 188,30 189,60	末   末   末   末   末   末   揺   満   描   満   満   描   満   描   描   描   描		月以上	ω	
	182,20 183,80 183,80 185,30 186,80 188,30	末   末   末   末   末   末   末   末   末   末		Э	ω	
	182,20 183,80 183,80 185,30 186,80	来 来 来 来 来		Э	12	
	182,20 183,80 183,80 185,30 186,80	来 来 来 ボ ボ 湯 海 海 瀬 湖	:12月	月以上	9	
	182,20 183,80 183,80 185,30	来 表 法 湯	- 9月	月以上	6	11
		表 山 満	- 6月	月以上	ω	
)0 332		表   地	#	Д	ω	
332		未	区	Э	12	
00 331			:12月	月以上	9 /	
330,	180,400	月未満	9	月以上	6	10
329,800	178,600	未	:6月	月以上	ω	
328	176,800	縋	₩	Э	ω	
328	176,800	⊢	区	Ш	12	
)0 327	175,300	未	:12月	月以上	9 ,	
600 326	173,60	月未満	9	月以上	6	9
)0 325	171,900	未	16月	月以上	ω	
)0 324	170,200	皠	#	Э	ω	
)0 324	170,200	⊢	匞	Э	12	
)0 322	167,500	未	:12月	月以上	9	
900 321	164,90	月未満	9	月以上	6	∞
)0 319	162,300	未	:6月	月以上	ω	
700 317	159,70	縋	#	Э	ω	
700 317	159,70	ŀ	匞	Э	12	
)0 316	158,300	未	12月	月以上	9	
)0 314	156,800	月未満	9	月以上	6	7

				18					17					16					15					14					13
П		12	9月	6月	3月	ω	12	9月	6月	3月	ω	12	9月	6月	3月	ω	12	9月	6月	3月	ω	12	9月	6月	3月	ω	12	9月	E 0
Z H		垣	以上	辽上	区上	且	田	以上	以上	区上	Д	且	以上	区上	以上	Э	月	区上	以上	以上	田	田	以上	区上	区上	Э	Э	以上	L Z
6 足 米	₩	匞	12月ヵ	9月月	6月未	#	灭	12月月	9月月	6月未	#	区	12月ま	9月ヲ	6月未	₩	区	12月月	9月月	6月未	₩	匞	12月ヺ	9月ヲ	6月未	₩	区	12月未	9月7
巡	艦	Ь	未	未	影	瓶	Н	未	未	影	袘	⊣	未満	未	影	縋	⊣	未	未	派	縋	┢	未	未満	影響	瓶	┢	影	长恒
246,600		244,600	242,600	240,600	238,600	236,600	236,600	234,600	232,600	230,600	228,600	228,300	226,400	224,400	222,400	220,400	220,400	218,600	216,600	214,600	212,600	212,600	210,700	208,800	206,900	205,000	205,000	203,400	201,600

		\\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\	
	290,600	3 月 未 満	
	290,600	12 月 以 上	
	288,900	9月以上12月未満	
	287,000	6月以上9月未満	24
	285,100	3月以上6月未満	
1	283,200	3 月 未 満	
	283,200	12 月 以 上	
	281,500	9月以上12月未満	
	279,600	6月以上9月未満	23
	277,700	3月以上6月未満	
	275,800	3 月 未 満	
	275,800	12 月 以 上	
	273,900	9月以上12月未満	
	272,000	6月以上9月未満	22
	270,100	3月以上6月未満	
	268,200	3 月 未 満	
	268,200	12 月 以 上	
	266,200	9月以上12月未満	
	264,300	6月以上9月未満	21
	262,400	3月以上6月未満	
	260,500	3 月 未 満	
	260,500	12 月 以 上	
l	258,600	9月以上12月未満	
l .	256,600	6月以上9月未満	20
l	254,600	3月以上6月未満	
	252,600	3 月 未 満	
	252,600	12 月 以 上	
	250,600	9月以上12月未満	
	248,600	6月以上9月未満	19
	_		

				30					29					28					27					26					25
3月以上6月	3 月 未	12 月 以	9月以上12月	6月以上9月	3月以上6月	3 月 井	12 月 以	9月以上12月	6月以上9月	3月以上6月	3 月 米	12 月 以	9月以上12月	6月以上9月	3月以上6月	3 月 未	12 月 以	9月以上12月	6月以上9月	3月以上6月	3 月 未	12 月 以	9月以上12月	6月以上9月	3月以上6月	3 月 米	12 月 以	9月以上12月	6月以上9月
# ====================================	当 3:	<del>ار</del>	未満 3:	未満 33	未満 3.	<b>満</b> 3.	<b>⊢</b>	未満 3.	未満 3.	未満 3.	<b>満</b> 3.	<b>⊢</b>	未満 3.	未満 3.	未満 3.	満 3.	<u></u>	未満 30	未満 30	未満 30	満 3(	<u></u>	未満 3(	未満 30	未満 23	満 23	<u></u>	未満 23	未満 23
324,100	324,100	324,100	322,600	321,000	319,400	317,800	317,800	16,100	316,100	314,500	14,500	314,500	312,900	312,900	311,300	311,300	11,300	309,800	308,100	306,400	304,700	304,700	303,000	301,300	299,600	297,900	297,900	296,000	294,200

報

326,500 326,500 327,700 327,700 328,800	3 月 未 満       3月以上6月未満       32       6月以上9月未満       9月以上12月未満       12 月 以 上
326,500	12 月 以 上
325,300	9月以上12月未満
325,300	31 6月以上9月未満

### 附則別表第四

百分の二十	平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで
百分の四十	平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日まで
百分の六十	平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日まで
百分の八十	平成十九年四月一日から平成二十年三月三十一日まで
百分の百	平成十八年四月一日から平成十九年三月三十一日まで
支給割合	期間の区分



Щ

П

布する。 教育委員会が任命する現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公

平成十八年三月三十一日

Щ П 県 教 育 委 員 会

## 山口県教育委員会規則第十四号

教育委員会が任命する現業職員の給与に関する規則(昭和三十二年山口県教育委員会 教育委員会が任命する現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

規則第五号)の一部を次のように改正する

第二条を次のように改める。

(定義)

第二条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところ

- 畜産員、 任校務技士、主任農場員、主任畜産員、主任介助員、主任調理員、運転士、管理 主任管理員、 員、船舶員、ボイラー技士 ( ボイラー取扱主任者を除く。 ) 、校務技士、農場員、 単純な労務に雇用される職員 (以下「職員」という。) 介助員又は調理員の職にある者をいう。 主任船舶員、主任ボイラー技士(ボイラー取扱主任者を除く。)、主 船舶長、主任運転士、
- 二昇格 職員の職務の級を給料表の上位の職務の級に変更することをいう。
- 降 格 職員の職務の級を給料表の下位の職務の級に変更することをいう。
- う。) の適用を受ける者の例によりその年数に換算された年数を含む。) をいう。 る規則 (昭和四十四年山口県人事委員会規則第十八号。以下「初任給規則」とい 経験年数 職員が職員として在職した年数 (初任給、昇格、昇給等の基準に関す
- 必要経験年数 職員の職務の級を決定する場合に必要な経験年数をいう。
- 在級年数 職員が同一の職務の級に引き続き在職した年数をいう。
- ける在級年数をいう。 必要在級年数(職員の職務の級を決定する場合に必要な一級下位の職務の級にお

第三条中「調整手当」を「地域手当」に改める。

第四条第二項中「職務は、 次に掲げる」を「分類の基準となるべき標準的な職務の内

容は、級別標準職務表(別表第二)に定める」に改め、各号を削る。

第四条の次に次の一条を加える。

(級別資格基準表)

第四条の二の職員の職務の級を決定する場合に必要な資格は、 を除き、級別資格基準表(別表第三)に定めるとおりとする。 第六条の二第二項の場合

が相当と認める年数を除く。 のに従事した期間のある職員の経験年数のうち他の職員との均衡を考慮して教育委員会 む。)をいう。以下同じ。)」を削り、「十五月(経験年数のうち十年までの年数の月 職した年数 ( 初任給規則の適用を受ける者の例によりその年数に換算された年数を含 「の数」の下に「に四を乗じて得た数」を加え、同条第二項中「(職員が職員として在 事委員会規則第十八号。以下「初任給規則」という。)」を「初任給規則」に改め、 て」に改める。 経験年数 ( 職員の職務にその経験が直接役立つと認められる職務であつて別に定めるも 数については、十二月)で除して」を「十二月(その者の経験年数のうち十年を超える 第五条中「別表第二」を「別表第四」に改める。 第六条第一項中「初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則 ( 昭和四十四年山口県人 )の月数にあつては、 十五月)で除して得た数に四を乗じ

第六条の二を次のように改める。

第六条の二 職員を昇格させる場合には、その職務に応じ、かつ、その職務の級につい て級別資格基準表に定める必要経験年数又は必要在級年数を有していることにより、

- 2 乗じて得た年数をもつて、それぞれ同表の必要経験年数又は必要在級年数とすること 準表に定める必要経験年数又は必要在級年数に百分の八十以上百分の百未満の割合を その者の属する職務の級を一級上位の職務の級に決定するものとする。 勤務成績が特に良好である職員に対する前項の規定の適用については、級別資格基
- 3 ついては、行うことができない。 第一項の規定による昇格は、現に属する職務の級に一年以上在級していない職員に

第六条の二の次に次の一条を加える。

( 昇格その他の異動の場合の号給)

報

第六条の三 職員を昇格させた場合におけるその者の号給は、昇格した日の前日に受け ていた号給に対応する昇格時号給対応表 (別表第五)の昇格後の号給欄に定める号給 とする。

- 2 給と同じ額の号給(同じ額の号給がないときは、直近下位の額の号給)とする。 職員を降格させた場合におけるその者の号給は、降格した日の前日に受けていた号
- 3 給については、別に定める。 前二項に規定するもののほか、 職員が職務の級を異にして異動した場合における号

第七条第一項から第五項までを次のように改める。

けるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。 職員の昇給は、第五項に規定するものを除き、毎年一月一日に、 同日前一年間にお

山

- 2 同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を四号給とす ることを標準として別に定めるところにより決定するものとする。 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、
- 給させる場合における前項の規定の適用については、同項中「四号給」とあるのは、 「二号給」とする。 五十五歳を超える職員を当該年齢に達した日の翌日以後の最初の四月一日以後に昇
- 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができな
- 定める日に、第一項の規定による昇給をさせることができる。 勤務成績が良好である職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、 当該各号に
- 業務成績の向上、能率の増進、 発明考案等により職務上特に功績があり、 表彰を

受けた場合 表彰を受けた日から同日の属する月の翌月の初日までの日

- 一 地方公務員法 (昭和二十五年法律第二百六十一号) 第二十八条第一項第四号に該 当する場合又はこれに準ずる場合において退職する場合 退職の日
- ると認められる場合 別に定める日 公務のため危篤となり、又は著しい障害の状態となつた場合その他特に必要があ

まで及び第五項ただし書」を「及び第五項」に、「及び前項」を「並びに前項」に改め む。)」を削り、同条第七項中「から第三項(第四項において準用する場合を含む。) 第七条第六項中「給料月額」を「号給」 に改め、「(最短昇給期間の短縮を含

第八条及び第九条を削り、第九条の二を第八条とする。

による給料月額」に改め、同条を第九条とする。 の再任用職員の欄に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額」に改 第九条の三第一項中「第九条」を「第七条」に、「二十一万四千六百円」を「給料表 同条第二項中「第九条」を「第七条」に、「二十一万四千六百円」を「前項の規定

第十条中「(最短昇給期間の短縮を含む。)」を削る。

の下に「、別に定めるものを除き」を加える。

第十三条第一項中「調整手当」を「地域手当」に改め、

同条第二項中「については」

別表第一 別表第一及び別表第二を次のように改める。 (第4条関係

## 現業職給料表

127,700 183,100 206	209	123,900 177,100 200 124,900 178,600 202 125,900 180,100 203 126,900 181,600 205	1 120,200 171,200 194,800 2 121,100 172,700 196,200 3 122,000 174,200 197,600 4 122,900 175,700 199,000	分 号 給 給料月額 給料月額 給料月額	職員 職務 1 級 2 級 3 級
100 200 100 203 100 203	100 200 100 200 202 203 100 203 100 203 100 205 100 206 100 208 100 208		700 194 700 196 700 196 197	額 給料月	ω
253,100 254,400 255,700 257,000	2222 2255 255 2554 26098 75443		田 247,700 249,100 250,500 251,900	頁 給料月額	及 4 級
287,300 289,200 291,100 293,000	222 2222 2232 2232 2234 2332 232 232 232 232 232 232 232 232 232 232 232 232 232 232 232 232 232		279,700 281,600 283,500 285,400	給料月額	5 級

平成18年3月31日 :	金曜日	ılı	県	報	(号 外-	-19)

62 63 64	55 59 60	55555 55423	49 50 52	45 46 47 48	41 42 43	37 38 40	3223 35423	29 30 32	25 27 28 27	21 22 23 24	17 18 19 20
195,600	191,200	186,800	182,100	176,600	170,900	164,200	157,000	151,000	145,100	140,300	135,600
196,600	192,300	187,900	183,300	178,000	172,300	165,900	158,800	152,500	146,600	141,500	136,800
197,600	193,400	189,000	184,500	179,400	173,700	167,600	160,600	154,000	148,100	142,700	138,000
198,600	194,500	190,100	185,700	180,800	175,100	169,300	162,400	155,500	149,600	143,900	139,200
246,700 247,600 248,500 249,400	242,700 243,700 244,700 244,700 245,700	238,600 239,600 240,600 241,600	233,800 235,000 236,200 237,400	229,000 230,200 231,400 232,600	224,200 225,400 226,600 227,800	219,200 220,500 221,800 223,100	213,800 215,200 216,600 218,000	208,800 210,100 211,400 212,700	203,600 204,900 206,200 207,500	198,300 199,600 200,900 202,200	193,300 194,600 195,900 197,200
276,600	272,200	267,600	262,900	258,000	253,000	247,600	242,100	236,600	230,700	224,200	219,300
277,700	273,300	268,800	264,100	259,200	254,300	249,000	243,500	238,000	232,200	225,800	220,500
278,800	274,400	270,000	265,300	260,400	255,600	250,400	244,900	239,400	233,700	227,400	221,700
279,900	275,500	271,200	266,500	261,600	256,900	251,800	246,300	240,800	235,200	229,000	222,900
310,700	307,700	304,500	301,000	297,400	293,600	289,700	285,500	281,300	276,900	272,500	267,900
311,400	308,500	305,300	301,900	298,300	294,600	290,700	286,600	282,400	278,000	273,600	269,100
312,100	309,300	306,100	302,800	299,200	295,600	291,700	287,700	283,500	279,100	274,700	270,300
312,800	310,100	306,900	303,700	300,100	296,600	292,700	288,800	284,600	280,200	275,800	271,500
363,100	359,500	355,900	351,900	347,400	342,700	337,600	332,400	327,200	321,100	315,000	308,400
364,000	360,400	356,800	352,900	348,500	343,900	338,900	333,700	328,500	322,600	316,500	310,100
364,900	361,300	357,700	353,900	349,600	345,100	340,200	335,000	329,800	324,100	318,000	311,800
365,800	362,200	358,600	354,900	350,700	346,300	341,500	336,300	331,100	325,600	319,500	313,500

										信員外職協以の員	
109 110 111 112	105 106 107 108	101 102 103 104	97 98 99 100	93 95 96	89 90 91 92	8888 887 887	888 888 84	77 78 79 80	73 74 75 76	69 70 71 72	66 67 68
227,800 228,300 228,800 229,300	225,900 226,400 226,900 227,400	223,700 224,300 224,900 225,500	221,600 222,100 222,600 223,100	219,500 220,000 220,500 221,000	217,200 217,800 218,400 219,000	214,500 215,200 215,900 216,600	211,700 212,400 213,100 213,800	208,900 209,600 210,300 211,000	205,900 206,700 207,500 208,300	203,000 203,700 204,400 205,100	199,400 200,300 201,200 202,100
269,300 269,600 269,900 270,200	268,100 268,400 268,700 269,000	266,900 267,200 267,500 267,800	265,600 265,900 266,200 266,500	264,200 264,600 265,000 265,400	262,600 263,000 263,400 263,800	261,200 261,600 262,000 262,400	259,900 260,200 260,500 260,800	258,000 258,500 259,000 259,500	255,900 256,400 256,900 257,400	253,600 254,200 254,800 255,400	250,400 251,200 252,000 252,800
306,900 307,300 307,700 308,100	305,300 305,700 306,100 306,500	303,700 304,100 304,500 304,900	301,800 302,300 302,800 303,300	299,900 300,400 300,900 301,400	297,900 298,400 298,900 299,400	295,700 296,300 296,900 297,500	293,400 294,000 294,600 295,200	291,100 291,700 292,300 292,900	287,900 288,700 289,500 290,300	284,600 285,400 286,200 287,000	281,000 281,900 282,800 283,700
		328,900	327,400 327,800 328,200 328,600	325,900 326,300 326,700 327,100	324,400 324,800 325,200 325,600	322,900 323,300 323,700 324,100	321,300 321,700 322,100 322,500	319,600 320,000 320,400 320,800	317,800 318,300 318,800 319,300	316,000 316,500 317,000 317,500	313,500 314,100 314,700 315,300
										368,800	366,500 367,100 367,700 368,300

5	4	ω	2	_	職务の級
級	級	級	級	級	の級
1 船舶長の職務 2 困難な業務を分掌する主任運転士等の職務	主任運転土、主任管理員、主任船舶員、主任ボイラー技士、主任校務 技士、主任農場員、主任畜産員、主任介助員又は主任調理員(以下 「主任運転士等」という。)の職務	高度の知識又は経験が必要と認められる運転士等の職務	相当高度の知識又は経験が必要と認められる運転士等の職務	運転士、管理員、船舶員、ボイラー技士、校務技士、農場員、畜産 員、介助員又は調理員(以下「運転士等」という。)の職務	標準的な職務

## 別表第二

徭
4
偨
點
碗
<u></u>

級別標準職務表

137	133 134 135 136	129 130 131 132	125 126 127 128	121 122 123 124	117 118 119 120	113 114 115 116
				233,300	231,700 232,100 232,500 232,900	229,800 230,300 230,800 231,300
276,800	275,800 276,100 276,400 276,700	274,800 275,100 275,400 275,700	273,800 274,100 274,400 274,700	272,800 273,100 273,400 273,700	271,700 272,000 272,300 272,600	270,500 270,800 271,100 271,400
	315,600		312,800 313,200 313,600 314,000	311,400 311,800 312,200 312,600		308,400 308,800 309,200 309,600
		275,800 276,100 276,400 276,700 276,800	274,800 275,100 275,400 275,400 275,700 276,100 276,400 276,700 276,800	273, 800 274, 100 274, 400 274, 700 274, 800 275, 100 275, 400 276, 100 276, 100 276, 800 276, 800	233,300 272,800 273,100 273,400 273,700 274,100 274,700 274,700 275,400 275,400 275,700 276,100 276,100 276,800 276,800	231,700 232,100 232,100 232,500 232,500 232,900 272,600 273,300 273,400 273,700 273,400 273,700 274,400 274,700 274,700 275,100 275,100 275,400 276,400 276,800 276,800

### 別表第四 (第5条関係) 初任給基準表

定するための必要経験年数を 段の数字は当該職務の級に決 るための必要在級年数を、下 数字は当該職務の級に決定す 備老

職務の級欄に定める上段の

24

#

₩

钋

### 小 # 마 ₩ 核 华 咎 禄 约 级 級 甪 9 17 巾 巾 浴 浴 浴

				ı	胆
		加	昇格!		別表第五
2	1	に受けていた号給	빨	壍	(第6条の3関係)
		2		格時	関係
ı	ь-	級		昇格時号給対応表	ث
		ω	地	经	
_	1	級	昇格很	表	

昇格後の号給 災

災 5 災

ယ

	\$	十 元 七	沙 蘇 仝 站 耸	級別	別表第三(第	別表第二の
		1 級			41:	次
6	6	2級	羅	格基	9	次の
9	ω	3級	職務の級	級別資格基準表	(第4条の2関係)	
17	8	1級2級3級4級5級	級	7111	ME W	表を
22	5	5級				の次に次の三表を加える。
						තු

													l		I				I		I		1		I				
33	32	31	30	29	28	27	26	25	24	23	22	21	20	19	18	17	16	15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	51	4
ь	L	ш	1	1	1	1	L	1	1	1	1	1	1	ı	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
25	24	23	22	21	20	19	18	17	16	15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	ω	2	1	1	1	1	1	1
51	4	ω	2			11			1	1	<u></u>			ш	1	1	1	ш	1	1			<u></u>			ш	<u></u>		1
15	14	14	13	13	12	11	10	9	8	7	6	O1	4	ω	2	1	1	ь	ı	ш	ш	ш	ь	ш	ш	ш	ш	ш	1

						,																							
63	62	61	60	59	58	57	56	55	54	53	52	51	50	49	48	47	46	45	44	43	42	41	40	39	38	37	36	35	34
27	26	25	24	23	22	21	20	19	18	17	16	15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	ω	2	1	1	1	ı
50	49	49	48	47	46	45	44	43	42	41	40	39	38	37	36	36	35	35	34	34	33	33	32	31	30	29	28	27	26
35	34	33	32	31	30	29	28	27	26	25	24	23	22	21	20	19	18	17	16	15	14	13	12	11	10	9	8	7	6
32	31	31	30	30	29	29	28	28	27	27	26	26	25	25	24	23	22	21	20	20	19	19	18	18	17	17	16	16	15

93	92	91	90	89	88	87	86	85	84	83	82	81	80	79	78	77	76	75	74	73	72	71	70	69	68	67	66	65	64
49	48	48	47	47	46	46	45	45	44	44	43	43	42	42	41	41	40	39	38	37	36	35	34	33	32	31	30	29	28
63	63	63	62	62	62	61	61	61	60	60	59	59	58	58	57	57	56	56	55	55	54	54	53	53	52	52	51	51	50
63	62	62	61	61	60	59	58	57	56	55	54	53	52	51	50	49	48	47	46	45	44	43	42	41	40	39	38	37	36
41	40	40	40	40	39	39	39	39	38	38	38	38	37	37	37	37	36	36	36	35	35	35	34	34	34	33	33	33	32

			1								I		I		I				I				I	1	1		1		
123	122	121	120	119	118	117	116	115	114	113	112	111	110	109	108	107	106	105	104	103	102	101	100	99	98	97	96	95	94
		61	60	60	59	59	58	58	57	57	56	56	56	55	55	55	54	54	54	53	53	53	52	52	51	51	50	50	49
71	71	71	70	70	70	70	69	69	69	69	68	68	68	68	67	67	67	67	66	66	66	66	65	65	65	65	64	64	64
83	82	81	80	79	78	77	76	76	75	75	74	74	73	73	72	71	70	69	68	68	67	67	66	66	65	65	64	64	63
																						43	43	43	42	42	42	41	41

_														
	137	136	135	134	133	132	131	130	129	128	127	126	125	124
	75	75	75	74	74	74	73	73	73	72	72	72	72	71
					89	88	88	87	87	86	86	85	85	84

### 則

(施行期日)

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

П

(職務の級の切替え

2 職務の級とする。 同表の新級欄に定める職務の級とする。 この場合において、旧級が一級であった職員 あった職員の切替日における職務の級 た職務の級 (以下「旧級」という。) が附則別表第一に掲げられている職務の級で の新級は、勤務成績、 平成十八年四月一日 (以下「切替日」という。) の前日においてその者が属してい 経験年数等を勘案して教育委員会が定める新級欄のいずれかの (以下「新級」という。) は、旧級に対応する

山

## (号給の切替え)

- 3 切替日の前日から引き続き在職する職員の切替日における号給(以下「新号給」と 日前において旧号給からの昇給に係る最短昇給期間を変更されていた職員にあって 給とする。 ていた号給 (以下「旧号給」という。) 及びその者が旧号給を受けていた期間 (切替 いう。)は、次項に規定する職員を除き、新級、切替日の前日においてその者が受け 別に定める期間。 以下「経過期間」という。)に応じて附則別表第二に定める号
- (最高号給を超える給料月額の切替え)

職員の切替日における号給は、別に定める。 切替日の前日において職務の級における最高の号給を超える給料月額を受けていた

- ( 切替日における昇格又は降格の特例
- 則」という。) 第六条の三第一項又は第二項の規定を適用する。 合にその者が切替日に受けることとなる号給を切替日の前日に受けていたものとみな して改正後の教育委員会が任命する現業職員の給与に関する規則 (以下「改正後の規 切替日に昇格又は降格した職員については、当該昇格又は降格がないものとした場
- (平成十九年一月一日における昇給の号給数の特例
- 用については、同条第一項中「同日前一年間」とあるのは「平成十八年四月一日から 同年十二月三十一日までの期間」と、同条第二項中「四号給」とあるのは「三号給」 平成十九年一月一日における改正後の規則第七条第一項から第三項までの規定の適 同条第三項中「四号給」とあるのは「三号給」と、「二号給」とあるのは「一号
- (号給の切替えに伴う経過措置)
- いう。) が同日において受けていた給料月額 (以下「旧給料月額」という。) に達し 料月額とする。 替日に受ける給料月額を加えた額 (以下「調整後給料月額」という。 ) をその者の給 月額から旧級、 ないときは、切替日以後において新給料月額が旧給料月額に達するまでの間、 切替日の前日から引き続き在職する職員の受ける給料月額 (以下「新給料月額」と 旧号給及び経過期間に応じて附則別表第三に定める額を減じた額に切
- 8 分に応じ同表の支給割合の欄に掲げる割合を乗じて得た額 (以下「差額相当額」とい 加えた額に達した日以後については、この限りでない。 う。) を給料として支給する。ただし、新給料月額が調整後給料月額に差額相当額を 月額のほか、旧給料月額と調整後給料月額との差額に附則別表第四に掲げる期間の区 前項の場合において、切替日から平成二十三年三月三十一日までの間、 調整後給料
- 9 差額相当額との合計額」とする。 成十八年山口県教育委員会規則第十四号) 附則第八項の規定による調整後給料月額と おける教育委員会が任命する現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則 ( 平 規定の適用については、 前二項の規定による給料を支給される職員に関する改正後の規則第十二条第二項の 同項中「調整前における給料月額」とあるのは、 「調整前に
- (その他)
- 附則第二項から前項までに定めるもののほか、この規則の施行について必要な事項 別に定める。
- ( 教育委員会が任命する現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則の一部改

正 12 11 五項とし、附則第九項を附則第六項とする。 及び項番号を削る。 一年山口県教育委員会規則第九号)の一部を次のように改正する。 六年山口県教育委員会規則第二号)の一部を次のように改正する。 教育委員会が任命する現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則 (平成十 教育委員会が任命する現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則(平成十 附則第二項の前の見出し及び同項から附則第五項までを削り、附則第一項の見出し 附則第五項の前の見出し及び同項から附則第七項までを削り、附則第八項を附則第

附則別表第一

職務の級の切替表

亩

災

搾

级

熧

2 災 熧

災

災

缀

附則別表第二

災

旧級が1級である職員の新号給 号給の切替表

旧号級

経過期間

级

災 ω 袋 4 災

Ш

₩

汇

17 18

4

3月以上6月未満 月以上9月未満 月以上12月未満

12

Ш

匞

21 20 19

			10					9					<b>∞</b>					7					6					ъ		
H 54	月以上12月末		6月以上9月未満	3月以上6月未満	3 月 未 満	12 月 以 上	9月以上12月未満	6月以上9月未満	3月以上6月未満	3 月 未 満	12 月 以 上	9月以上12月未満	6月以上9月未満	3月以上6月未満	3 月 未 満	12 月 以 上	9月以上12月未満	6月以上9月未満	3月以上6月未満	3 月 未 満	12 月 以 上	9月以上12月未満	6月以上9月未満	3月以上6月未満	3 月 未 満	12 月 以 上	9月以上12月未満	6月以上9月未満	3月以上6月未満	3 月 未 満
45	44		43	42	41	41	40	39	38	37	37	36	35	34	33	33	32	31	30	29	29	28	27	26	25	25	24	23	22	21
0	4. г	`	ω	2	Ъ																									

		16					15					14					13					12					11		
12 月 以 上	9月以上12月未満	6月以上9月未満	3月以上6月未満	3 月 未 満	12 月 以 上	9月以上12月未満	6月以上9月未満	3月以上6月未満	3 月 未 満	12 月 以 上	9月以上12月未満	6月以上9月未満	3月以上6月未満	3 月 未 満	12 月 以 上	9月以上12月未満	6月以上9月未満	3月以上6月未満	3 月 未 満	12 月 以 上	9月以上12月未満	6月以上9月未満	3月以上6月未満	3 月 未 満	12 月以上	9月以上12月未満	6月以上9月未満	3月以上6月未満	3 月 未 満
69	68	67	66	65	65	64	63	62	61	61	60	59	58	57	57	56	55	54	53	53	52	51	50	49	49	48	47	46	45
29	28	27	26	25	25	24	23	22	21	21	20	19	18	17	17	16	15	14	13	13	12	11	10	9	9	∞	7	6	57
17	16	15	14	13	13	12	11	10	9	9	∞	7	6	IJ	SI	4	ω	2	1										

		22					21					20					19					18					17		
12 月 以 上	9月以上12月未満	6月以上9月未満	3月以上6月未満	3 月 未 満	12 月 以 上	9月以上12月未満	6月以上9月未満	3月以上6月未満	3 月 未 満	12 月 以 上	9月以上12月未満	6月以上9月未満	3月以上6月未満	3 月 未 満	12 月 以 上	9月以上12月未満	6月以上9月未満	3月以上6月未満	3 月 未 満	12 月 以 上	9月以上12月未満	6月以上9月未満	3月以上6月未満	3 月 未 満	12 月 以 上	9月以上12月未満	6月以上9月未満	3月以上6月未満	3 月 未 満
93	92	91	90	89	89	88	87	86	85	85	84	83	82	81	81	80	79	78	77	77	76	75	74	73	73	72	71	70	69
53	52	51	50	49	49	48	47	46	45	45	44	43	42	41	41	40	39	38	37	37	36	35	34	33	33	32	31	30	29
45	44	43	42	41	41	40	39	38	37	37	36	35	34	33	33	32	31	30	29	29	28	27	26	25	25	24	23	22	21
13	12	11	10	9	9	∞	7	6	5	5	4	ω	2	1															

平成.18年3月31日	ク 咫 口	111	п		型	(号 外一19)
$\pm muo \pm o = o = o = o = o = o = o = o = o = $	ᅏᄩᄔ	ш		416	∓IV	1 7 7 19 1

		28					27					26					25					24					23		
12 月以上	月以上12月末	以上9月末	3月以上6月未満	3 月 未 満	12 月 以 上	9月以上12月未満	6月以上9月未満	3月以上6月未満	3 月 未 満	12 月 以 上	9月以上12月未満	6月以上9月未満	3月以上6月未満	3 月 未 満	12 月 以 上	9月以上12月未満	6月以上9月未満	3月以上6月未満	3 月 未 満	12 月 以 上	9月以上12月未満	6月以上9月未満	3月以上6月未満	3 月 未 満	12 月 以 上	9月以上12月未満	6月以上9月未満	3月以上6月未満	3 月 未 満
117	116	115	114	113	113	112	111	110	109	109	108	107	106	105	105	104	103	102	101	101	100	99	98	97	97	96	95	94	93
777	76	75	74	73	73	72	71	70	69	69	68	67	66	65	65	64	63	62	61	61	60	59	58	57	57	56	55	54	53
69	68	67	66	65	65	64	63	62	61	61	60	59	58	57	57	56	55	54	53	53	52	51	50	49	49	48	47	46	45
37	36	35	34	33	33	32	31	30	29	29	28	27	26	25	25	24	23	22	21	21	20	19	18	17	17	16	15	14	13

			5			旧号級
3	12	9 F	€ J	3 F	ω	経逝
Д	Э	9月以上12月未満	6月以上9月未満	3月以上6月未満	Э	経過期間
₩	区	12月;	9月;	6月;	₩	/
満	⊢	未満	ボ戦	未	汇	新級
5	5	,	w	2		5
01	51			.,		級

## ロ 旧級が2級である職員の新号 給

			32					31					30					29		
ì	12 月 以	9月以上12月未	6月以上9月未	3月以上6月未	3 月 井	12 月 以	9月以上12月未	6月以上9月未	3月以上6月未	3 月 井	12 月 以	9月以上12月未	6月以上9月未	3月以上6月未	3 月 井	12 月 以	9月以上12月未	6月以上9月未	3月以上6月未	3 月 未
ŀ	H	未満	ӭ	未	濉	⊢	ӭ	未	未	瓣	⊢	未	未	未	濉	ҥ	未	汇	未	縋
1	121	121	121	121	121	121	121	121	121	121	121	121	121	121	121	121	120	119	118	117
4	93	92	91	90	89	89	88	87	86	85	85	84	83	82	81	81	80	79	78	77
	85	84	83	82	81	81	80	79	78	77	77	76	75	74	73	73	72	71	70	69
4	53	52	51	50	49	49	48	47	46	45	45	44	43	42	41	41	40	39	38	37

			11					10					9					œ					7					6	
ω	12	9月	6月	3月	ω	12	9月	6月	3月	ω	12	9月	6月	3月	ω	12	9月	6月	3月	ω	12	9月	6月	3月	ω	12	9月	6月	3月
Ш	Д	以上	以上	以上	Э	Э	以上	以上	以上	Э	Д	以上	以上	以上	Д	Э	以上	以上	以上	Э	Э	以上	以上	以上	Э	田	以上	以上	以上
₩	区	12月3	9月;	6月3	₩	匞	12月;	9月;	6月;	₩	区	12月;	9月;	6月;	₩	匞	12月;	9月;	6月;	₩	灭	12月;	9月;	6月3	₩	灭	12月;	9月;	6月:
縋	⊢	未	未	未	縋	⊣	未	未	未	巃	⊢	未	未	未	瓶	ҥ	未	未	未	巃	ҥ	未	未	未	瓣	ҥ	未	未	未 進
29	29	28	27	26	25	25	24	23	22	21	21	20	19	18	17	17	16	15	14	13	13	12	11	10	9	9	∞	7	6

			17					16					15					14					13					12	
u	12	9月	6月	3月	ω	12	9月	6月	3月	ω	12	9月	6月	3月	ω	12	9月	6月	3月	ω	12	9月	6月	3月	ω	12	9月	6月	3月
Д	」   	以上	以上	以上	Э	Э	以上	以上	以上	Э	Д	以上	以上	以上	且	田	以上	以上	以上	Э	Э	以上	以上	以上	Д	Э	以上	以上	J 以 上
K	反	12月	9月	6月	₩	匞	12月	9月	6月	₩	灭	12月	9月	6月	#	匞	12月	9月	6月	₩	匞	12月	9月	6月	#	匞	12月	9月	6月
间	- -	朱档	未	未	濉	ŀ	未惹	未	未	濉	⊢	未	未満	未	濉	ҥ	未	未	未	瓣	ҥ	未	未	未	誕	⊢	未	未	未趟
53	53	52	51	50	49	49	48	47	46	45	45	44	43	42	41	41	40	39	38	37	37	36	35	34	33	33	32	31	30

		23					22					21					20					19					18	
12 月以上	9月以上12月未満	6月以上9月未満	3月以上6月未満	3 月 未 満	12 月 以 上	9月以上12月未満	6月以上9月未満	3月以上6月未満	3 月 未 満	12 月 以 上	9月以上12月未満	6月以上9月未満	3月以上6月未満	3 月 未 満	12 月 以 上	9月以上12月未満	6月以上9月未満	3月以上6月未満	3 月 未 満	12 月 以 上	9月以上12月未満	6月以上9月未満	3月以上6月未満	3 月 未 満	12 月 以 上	9月以上12月未満	6月以上9月未満	3月以上6月未満
69	69	69	69	69	69	69	69	69	69	69	68	67	66	65	65	64	63	62	61	61	60	59	58	57	57	56	55	54

				∞					7					6					5					4			旧号級
3月以上6月未満	3 月 未 満	12 月 以 上	9月以上12月未満	6月以上9月未満	3月以上6月未満	3 月 未 満	12 月 以 上	9月以上12月未満	6月以上9月未満	3月以上6月未満	3 月 未 満	12 月 以 上	9月以上12月未満	6月以上9月未満	3月以上6月未満	3 月 未 満	12 月 以 上	9月以上12月未満	6月以上9月未満	3月以上6月未満	3 月 未 満	12 月 以 上	9月以上12月未満	6月以上9月未満	3月以上6月未満	3 月 未 満	旧級 経過期間
171,900	170,200	170,200	167,500	164,900	162,300	159,700	159,700	158,300	156,800	155,300	153,800	153,800	152,500	151,000	149,500	148,000	148,000	146,700	145,400	144,100	142,800	142,800	141,700	140,600	139,500	138,400	1 級
325,300	324,100	324,100	322,600	321,000	319,400	317,800	317,800	316,100	314,500	312,900	311,300	311,300	309,800	308,100	306,400	304,700	304,700	303,000	301,300	299,600	297,900					<b>3</b>	2 級

					14					13					12					11					10					9
	3月	ω	12	9月	6月	3月	ω	12	9月	6月	3月	ω	12	9月	6月	3月	З	12	9月	6月	3月	ω	12	9月	6月	3月	ω	12	9月	6月
	以上(	汩	田	모	以上 9	以上	田	田	以上1	五六	又上	田	田	区上	月以上:	以上(	月	田	月以上1	5千亿	以上(	田	田	以上1	月以上:	以上(	汩	田	月以上1	月以上9
	6月未	₩	区	12月末満	9月未満	6月未満	#	灭	12月未満	9月未満	6月未満	#	区	12月未満	9月未満	6月未満	#	叉	12月未満	9 月未満	6月未満	#	灭	12月未満	9月未満	6月未満	₩	匞	12月未満	月未満
	未	汇	ҥ	袘	縋	袘	濉	ҥ	皠	縋	縋	瓶	ҥ	瓶	皠	縋	祗	Н	袘	袘	袘	袘	⊢	皠	瓶	皠	汇	⊢	袘	袘
	214,600	212,600	212,600	210,700	208,800	206,900	205,000	205,000	203,400	201,600	199,800	198,000	194,900	193,500	192,200	190,900	189,600	189,600	188,300	186,800	185,300	183,800	183,800	182,200	180,400	178,600	176,800	176,800	175,300	173,600
_																														

				20					19					18					17					16					15
3月	ω	12	9月	6月	3月	ω	12	月6	6月	3月	ω	12	9月	6月	3月	3	12	月6	6月	3月	ω	12	9月	6月	3月	ω	12	月6	6月
以上	且	Э	以上	以上	区上	Э	Д	干剂	以上	以上	Ш	Э	以上	工汽	以上	A	Д	干剂	以上	区上	Д	Я	以上	以上	以上	Э	П	江江	以上
6月未	₩	匞	12月月	9月月	6月未	₩	区	12月未	9月月	6月未	₩	匞	12月月	月月 6	6月未	#	区	12月月	9月月	6月未	₩	区	12月未	9月月	6月未	₩	灭	12月未	9月未
海	汇	⊣	未	未	能	雏	ҥ	活	未満	港	巃	┢	未	未満	活	尴	Н	未満	未	能	巃	Н	極	未	半	汇	⊣	遊	礼
2	2	N	2	N	1/2	2	2																						
262,400	260,500	260,500	258,600	256,600	254,600	252,600	252,600	250,600	248,600	246,600	244,600	244,600	242,600	240,600	238,600	236,600	236,600	234,600	232,600	230,600	228,600	228,300	226,400	224,400	222,400	220,400	220,400	218,600	216,600

				26					25					24					23					22					21
3月以上6月未満	3 月 未 満	12 月 以 上	9月以上12月未満	6月以上9月未満	3月以上6月未満	3 月 未 満	12 月 以 上	9月以上12月未満	6月以上9月未満	3月以上6月未満	3 月 未 満	12 月 以 上	9月以上12月未満	6月以上9月未満	3月以上6月未満	3 月 未 満	12 月 以 上	9月以上12月未満	6月以上9月未満	3月以上6月未満	3 月 未 満	12 月 以 上	9月以上12月未満	6月以上9月未満	3月以上6月未満	3 月 未 満	12 月 以 上	9月以上12月未満	6月以上9月未満
306,400	304,700	304,700	303,000	301,300	299,600	297,900	297,900	296,000	294,200	292,400	290,600	290,600	288,900	287,000	285,100	283,200	283,200	281,500	279,600	277,700	275,800	275,800	273,900	272,000	270,100	268,200	268,200	266,200	264,300
																	388,700	388,000	387,400	386,800	386,200	386,200	385,500	384,900	384,300	383,700	383,700	383,000	382,400

		32					31					30					29					28					27
12 月 以 上	9月以上12月未満	6月以上9月未満	3月以上6月未満	3 月 未 満	12 月 以 上	9月以上12月未満	6月以上9月未満	3月以上6月未満	3 月 未 満	12 月 以 上	9月以上12月未満	6月以上9月未満	3月以上6月未満	3 月 未 満	12 月 以 上	9月以上12月未満	6月以上9月未満	3月以上6月未満	3 月 未 満	12 月 以 上	9月以上12月未満	6月以上9月未満	3月以上6月未満	3 月 未 満	12 月 以 上	9月以上12月未満	6月以上9月未満
328,800	327,700	327,700	326,500	326,500	326,500	325,300	325,300	324,100	324,100	324,100	322,600	321,000	319,400	317,800	317,800	316,100	316,100	314,500	314,500	314,500	312,900	312,900	311,300	311,300	311,300	309,800	308,100

 期間の区分	支給割合
 平成十八年四月一日から平成十九年三月三十一日まで	百分の百
 平成十九年四月一日から平成二十年三月三十一日まで	百分の八十
平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日まで	百分の六十
平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日まで	百分の四十
平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで	百分の二十

平成十八年三月三十一日発行平成十八年三月三十一日印刷

発発 行行 人所

山口県知事山口県庁

定価一箇月 金二千七百円 (送料共)